

○有田市漁業新規就業者住居支援事業費家賃補助金交付要綱

平成27年2月27日有田市訓令第2号

有田市漁業新規就業者住居支援事業費家賃補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、漁業新規就業者を支援することにより、本市水産業の発展と漁村地域の活性化を図るため、有田市内の民間賃貸住宅に居住する漁業新規就業者に対して家賃の一部を補助することについて、有田市補助金等交付規則（昭和55年規則第5号。以下「規則」という。）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 民間賃貸住宅 有田市内に所在する賃貸住宅（公営住宅並びに公的家賃住宅、社宅、寮等の給与住宅を除く。）をいう

(2) 家賃 賃貸借契約書に定められた賃借料（管理費、共益費及び駐車場使用料を除く。）をいう

(補助対象者)

第3条 この要綱における補助対象となる者は、有田市内の民間賃貸住宅に居住する者で、次に掲げる要件を全て備える者をいう。

(1) 世帯の総収入が800万円以下の者

(2) 新たに漁業に就業しようとする15才以上50才未満の者で、将来においても漁業に従事する意欲が高い者

(3) 申請日の属する年度以前において、申請者が納税義務を負う市区町村に納付すべき税額に滞納がない者

(4) 有田箕島漁業協同組合長又は雇用主の推薦する者（様式第1号）

(5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による扶助を受けていないこと

(補助金の額及び交付期間等)

第4条 補助金の額は、毎月の契約家賃の2分の1以内で千円未満を切り捨てた額とする。ただし、1世帯に対する補助金の限度額は、月額2万5千円とする。

2 補助金の交付期間は、支給開始月から起算して2年とする。

3 第1項の補助金は、1年を6月ごとの2期に区分し、それぞれの期間満了後に6月分を交付するものとする。

(補助対象の範囲)

第5条 1年間の補助対象人数の限度は、5名とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第2条の規定により補助金等交付申請書に、次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 住宅の賃貸借契約書の写し

(2) 履歴書

(3) 有田箕島漁業協同組合長又は雇用主の推薦書（様式第1号）

(4) 納税証明書

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することと決定したときは、規則第4条の規定する補助金等決定通知書により申請者に通知するものとする。

(賃貸借契約書の提出義務)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、家賃の金額に変更が生じた場合又は入居する賃貸住宅に変更があった場合、変更後の賃貸借契約書の写しを速やかに市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還等)

第9条 交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、補助金の交付決定を取消し、既に支払った補助金の一部又は全部を返還させることができる。

(1) 交付決定後、3月以内に漁業に従事しなくなったとき。

(2) 家賃を滞納したとき。

(3) 当該年度の家賃補助の基礎となる前年中の補助対象者及び同居する全ての者の収入の合計が第3条第1号の収入基準を超えたとき。

(4) 生活保護法による扶助を受けたとき。

(5) 虚偽の申請があったとき。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、事業完了後、規則第6条の規定により速やかに事業完了報告書を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付請求等)

第11条 市長は、前条の報告があったときは、必要な検査を行い、相当と認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、当該交付決定者に規則第7条の規定する補助金等確定通知書により通知しなければならない。

2 交付決定者は、補助金の交付期間のうち支給開始月から6月間を前期分とし、その後の6月間を後期分として、前後期の期間の末日から1月を経過するまでに、規則第7条の規定により補助金等交付請求書及び有田箕島漁業協同組合長又は雇用主が証する受給者就業証明書（様式第2号）に家賃等の支払いを証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の請求があったときは、その月の翌月の末日までに交付決定者の指定する金融機関の口座に振り込む方法により交付するものとする。

(その他)

第12条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

(この要綱の失効)

第13条 この要綱は、平成29年度該当分の全ての支払い完了後、その効力を失う。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号

推 薦 書

平成 年 月 日

有田市長 殿

漁業協同組合名 有田箕島漁業協同組合
代表理事組合長名
又は雇用主名 印

有田市漁業新規就業者住居支援事業費家賃補助金の交付申請をする下記の者について、補助対象者として適格であると認めます。

また、第9条の規定により市長から補助金の返還を求められたときは、申請者と連帯して市の指示に従います。

記

1 住 所

2 氏 名
様式第2号

有田市漁業後継者支援事業費補助金受給者就業状況証明書

年 月 日

有田市長 殿

住 所
氏 名 印

平成 年度において、有田市漁業新規就業者住居支援事業費家賃補助金の交付を受けた（受給者氏名）の就業状況は下記のとおりです。

記

1 就業期間 年 月 日～ 年 月 日

2 就業日数 日間

年 月 日

漁業協同組合名
代表理事組合長名
又は雇用主名 印